

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十四号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号（三）まで及び様式第五号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

<p style="text-align: center;">理容所開設届出及び構造設備検査請求書</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及 び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	（電話 ）
3 開設予定年月日	
4 管理理容師を置く場合は、その者の氏名及び住所	別記1のとおり
5 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	別記1のとおり
6 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	別記2のとおり
8 同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9 同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 （営業譲渡の場合）4～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理理容師を置く場合は、管理理容師講習会修了証書の写し（原本持参）
- 5 理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し
- 7 理容師法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

- 注
- 1 理容師法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、枠内4～9の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。また、枠内4及び6の事項に変更がない場合は、添付書類4及び5の添付を省略することができます。
 - 2 届出に当たっては、理容師である従業者の理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。
 - 3 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

別記1

従事者名簿

	氏名	理容師免許等		備考 (管理理容師の場合は、住所)
		免許証	大臣・都道府県 第 年 月 日 号	
管理理容師		修了証	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
理容師		大臣・	都道府県 第 年 月 日 号	
その他		/		
その他		/		

別記2

理容所構造設備概要

構 造			設備（規格・数量）		
		作業所	待合所		
面積		m ²	m ²	理容椅子	セット椅子 台
内外部	外壁			シャンプー椅子	台
	腰張りの高さ	m	m	計	台
	床面から天井の高さ	m	m	煮沸消毒器	個
仕上げ	床			蒸気消毒器	個
	腰張り			紫外線消毒器	個
	内壁			薬物消毒容器	個
	天井			消毒済器具格納戸棚	個
照明	蛍光灯	w 灯	w 灯	消毒済布片格納戸棚	個
	白熱灯	w 灯	w 灯	未消毒器具格納容器	個
	LED	w 灯	w 灯	液量計	ml 本 / ml 本
				毛髪箱	個
換気	自然・機械（ ）	自然・機械（ ）	汚物箱	個	
作業所と待合所の区画		種類	高さ m	洗面・洗髪設備	台
				器具等の洗浄設備	台
				救急薬品及び衛生材料	
				給水設備	上水道・井戸水・その他（ ）
				給湯設備	有 ・ 無
				汚水設備	下水道・浄化槽・その他（ ）

屋 号： _____

施設所在地： _____

様式第2号（第4条関係）

理容所届出事項変更届	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記のとおり変更したので、届け出ます。	
記	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 変更事項	変更前
	変更後
4 変更年月日	

添付書類

- 1 理容師を変更した場合は、理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 2 管理理容師を変更した場合は、管理理容師講習会修了証書の写し（原本持参）

- 注 1 理容師を変更した場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。
- 2 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書を提示してください。

様式第3号(1) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (相続)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
住所	
氏名	
年 月 日生	
被相続人との続柄	
下記のとおり理容所の開設者の地位を相続により承継したので、届け出ます。	
記	
1 被相続人の氏名及び住所	
2 相続開始の年月日	
3 理容所の名称 (屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

- 1 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第3号(2) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (合併)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり理容所の開設者の地位を合併により承継したので、届け出ます。	
記	
1 合併により消滅した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 合併の年月日	
3 理容所の名称 (屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

様式第3号(3) (第4条関係)

理容所の開設者の地位の承継届 (分割)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県 保健所長	
主たる事務所の 所在地	
名称及び代表者 氏 名	
下記のとおり理容所の開設者の地位を分割により承継したので、届け出ます。	
記	
1 分割前の法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
2 分割の年月日	
3 理容所の名称 (屋号)	
4 理容所の所在地	

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第5号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">出張理容届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先)</p> <p style="margin: 0;">埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電 話</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">F A X</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり出張理容を行いたいのので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>		
1 出張理容を行う理容師	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	所属する理容所がある場合	名 称
所 在 地		
2 出張理容を行う場所	名 称	
	所 在 地	
3 出張理容を行う特別の事情		
4 出張理容の開始予定年月日		年 月 日

添付書類

出張理容を行う理容師が埼玉県内（保健所を設置する市を除く。）に存する理容所に所属していない場合にあつては、以下の書類を添付すること。

- 1 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書の写し（原本持参）
- 2 器具等の消毒方法等の概要（別記）

注 届出に当たつては、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示してください。

皮膚に接する器具及び 布片の消毒を行う場所	名 称： 所在地：
消毒済の器具及び 布片の保管場所及び 保 管 設 備	1 保管場所 名 称： 所在地： 2 保管設備
皮膚に接する器具の 消 毒 の 方 法	1 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る器具の消毒 2 1以外のクリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取りその他の皮膚に直接接触して用いられる器具の消毒
皮膚に接する布片の 消 毒 の 方 法	

使用器具及び 布片の種類・数	種	類	数	種	類	数
使用器具等の運搬容器						
外傷手当用の救急医薬品及び衛生材料の品目						
毛髪及び汚物等の 処 理 方 法						
使用器具等の洗浄、消毒及び保管を行う場所の平面図	備 考					

様式第六号中「ㄱ」を削り、同様式の注を削る。

様式第七号中「ㄱ」を削り、同様式の注を削る。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

<p>理 容 所 廃 止 届</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p>住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p>氏名又は名称及 び代表者氏名</p> <p>下記のとおり理容所を廃止したので、届け出ます。</p> <p>記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 廃止の理由	
4 廃止年月日	

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。